

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第142期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 神栄株式会社

【英訳名】 SHINYEI KAISHA

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森崎 歳章

【本店の所在の場所】 神戸市中央区京町77番地の1

【電話番号】 神戸(078)392-6911番

【事務連絡者氏名】 取締役経理・財務部長 赤澤 秀朗

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区京町77番地の1

【電話番号】 神戸(078)392-6901番

【事務連絡者氏名】 取締役経理・財務部長 赤澤 秀朗

【縦覧に供する場所】 神栄株式会社 東京支店
(東京都港区芝二丁目28番8号 芝二丁目ビル内)

神栄株式会社 大阪支店
(大阪市北区梅田一丁目3番1-700号大阪駅前第1ビル内)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第141期 第3四半期 連結累計期間	第142期 第3四半期 連結累計期間	第141期 第3四半期 連結会計期間	第142期 第3四半期 連結会計期間	第141期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	33,621	32,420	11,253	11,890	43,350
経常利益 (百万円)	381	66	146	264	308
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)	12	76	48	159	38
純資産額 (百万円)			3,743	3,494	3,721
総資産額 (百万円)			25,224	25,460	23,708
1株当たり純資産額 (円)			99.33	92.72	98.73
1株当たり四半期(当期)純 利益又は四半期純損失() (円)	0.32	2.04	1.28	4.24	1.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			14.8	13.7	15.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	398	1,649			86
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	474	648			517
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	497	103			52
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			1,031	1,708	813
従業員数 (名)			574	662	568

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 従業員数については、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

神栄ビジネスサービス(株)が受託していた当社グループ全般の企業事務については、平成21年10月1日に神栄(株)に業務移管いたしました。

繊維関連事業において、連結子会社である丸岡商事(株)が、同じく連結子会社の(有)ピーエムプランニングを平成21年11月1日に吸収合併いたしました。

3 【関係会社の状況】

2「事業の内容」に記載のとおり、当第3四半期連結会計期間において、連結子会社である丸岡商事(株)は、同じく連結子会社である(有)ピーエムプランニングを平成21年11月1日に吸収合併いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	662 (463)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	167 (29)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、他社への出向者51名は含んでおりません。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

3 従業員数が第2四半期連結会計期間末に比し27名増加しておりますが、その主な理由は、神栄ビジネスサービス(株)へ委託していた当社グループ全般の企業事務が業務移管されたことによるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子関連事業	455	78.5
合計	455	78.5

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 コンデンサと測定機器について記載しております。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子関連事業	529	97.5	261	90.9
合計	529	97.5	261	90.9

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 コンデンサと測定機器について記載しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
繊維関連事業	4,037	108.4
食品関連事業	4,715	105.1
物資関連事業	1,416	93.7
電子関連事業	1,720	112.6
合計	11,890	105.7

- (注) 1 主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 セグメント間の内部売上高は控除しております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間中の世界経済は、依然として脆弱ではあるものの、各国における金融市場の安定化への取り組みや巨額の財政出動の効果により、漸進的に回復している状況にありました。

米国では、財政出動や景気対策により、景気は回復傾向にありますが、厳しい雇用環境が継続していることから、個人消費の回復力の弱さは否めず、本格的な景気回復にはまだ時間を要する状況にありました。欧州でも景気の回復基調が続いていますが、域内諸国間での経済格差が顕著になっています。また、中国においては、12月の輸出が14ヶ月ぶりに対前年比で増加に転じるとともに、公共事業を軸とした景気対策もあり、景気回復傾向が一段と鮮明になってきました。

日本経済においては、内外の在庫調整の進展や海外経済の改善を背景とした輸出、生産の増加などから、緩やかに回復しています。輸出の回復や原材料費、人件費などのコスト削減の効果から企業収益は改善傾向にあり、設備投資は下げ止まりの兆しが見られるようになりました。雇用情勢・所得環境が厳しい中、個人消費は、財政政策効果から若干持ち直して来ていますが、その一方で節約志向が顕著となり、物価下落圧力が高まり、緩やかなデフレ傾向となりました。

当社グループの経営環境は、日本経済低迷の影響を受け、厳しい状況でありました。しかし、当社グループでは、新規事業の芽を育み、新製品の開発に注力するとともに、営業力・製品力・商品力の強化で収益を高めるよう努めてまいりました。その結果、期間業績は回復基調となりました。

小売企業のグループ化が奏功した繊維関連事業と、中国産商材の取扱いが回復した食品関連事業に加えて、電子業界の業況回復を受けて電子関連事業が増収となった結果、期間全体の売上高は、11,890百万円（前年同四半期比105.7%）となりました。

利益面では、主に繊維関連事業における小売企業のグループ化と電子関連事業の業況回復により、増益となりました。その結果、営業利益は317百万円（前年同四半期比141.9%）、経常利益は264百万円（前年同四半期比180.8%）、税金費用を加味した四半期純利益は159百万円（前年同四半期は48百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

繊維関連事業

繊維業界は、昨年来続いている個人消費の冷え込みが回復せず、依然として厳しい環境となりました。

当社グループのアパレル分野では、一部の専門店向けを除いて、既存の量販店等向け商品は、厳しい価格競争に陥っており、苦戦を強いられました。一方では、既に推進している子供服ブランドや20代から30代の女性をターゲットとした自社ブランド製品の卸売りに加え、事業規模及び事業領域拡大のために、グループ化した小売企業によるヤングレディスアパレルの小売業の展開を積極的に推進しました。

レグウエア分野では、流通経路を変更するなど事業拡大を推進してきましたが、消費の冷え込みから、厳しい状況が続いています。

ニット・レース分野では、福井を中心とする産地全体が低迷する中、レース関連事業から撤退したことにより取扱いが大きく減少しました。

主に小売企業の取得効果により、繊維関連事業の売上高は4,037百万円（前年同四半期比108.4%）、営業利益は118百万円（前年同四半期比137.1%）となりました。

食品関連事業

食品業界の輸入食材を取り巻く市場環境は、「食の安全・安心」を揺るがす事件に端を發し中国産商材の取扱いが大きく減少した前年同期と比べると、回復傾向にありました。しかしながら、中国でのインフレや生産工場における人件費の高騰で仕入価格が上昇傾向の中、日本国内では末端価格の低下が進行し、厳しい価格競争が続きました。

当社グループでは、品質管理面を中心とした生産工場の監査を進め「安全・安心」な商品の安定供給に努める一方、関東、九州での販売体制の充実を進めることで、事業の拡大を推進してきました。

冷凍食品分野では、中国産回帰により冷凍野菜の売上高は増加しましたが、価格競争が一層激化した調理食品は伸び悩み、全体的には売上高、利益ともに減少しました。

水産分野では、引き続き高付加価値商材である医療食用食材を中心に拡販に努め、取扱いが大きく増加しましたが、原料コスト高を販売価格へ転嫁することが困難な状況であり、利益は減少しました。

農産分野では、主力である落花生やナッツ類の相場が全般的に上昇基調に転じ、売上高、利益ともに増加しました。

その結果、食品関連事業の売上高は4,715百万円（前年同四半期比105.1%）、営業利益は345百万円（前年同四半期比86.9%）となりました。

物資関連事業

建設業界は、不況の影響から脱しきれず、極めて厳しい状況にありました。

当社グループにおいても、輸入板ガラスや建築金物が、市場環境の影響を大きく受け、低調に推移しました。

前年から取扱いを始めた家電量販店向け小物家電製品は、個人消費の低迷により、当初の計画を下回りました。

一方、中国向け大型建設機械の輸出は、インフラ整備に関連した設備投資の拡大によって、大幅に増加しましたが、ベアリング等の金属製品の輸出は、主な市場である欧米の景気低迷で苦戦を強いられました。

その結果、物資関連事業の売上高は1,416百万円（前年同四半期比93.7%）、営業利益は13百万円（前年同四半期比37.2%）となりました。

電子関連事業

電子関連業界は、財政政策の効果などにより、金融危機以降の落ち込みからようやく脱し、液晶テレビなどの家電製品全般、パソコンなど、国内・海外とも回復基調に転じました。

当社グループのコンデンサ分野では、省エネ家電の購入促進策（エコポイント制度）効果もあり、大型液晶テレビ向けを中心として受注が回復傾向にあり、照明用途、調理家電用途とともに国内需要は安定して推移しました。海外では中国・韓国市場向け液晶テレビ・パソコン、更にはゲーム機や電源用途でも受注が堅調に推移しました。

センサ関連機器分野では、新型インフルエンザ対応としての空気清浄機、加湿器やエアコン用途などにホコリセンサや湿度センサの取扱いが大幅に増加しました。また中国市場向け空調用センサ、ガス警報器用センサの取扱いも堅調に推移しました。

電子機器の製造受託分野では、主要顧客であるセキュリティ製品、F A 機器、空調インバータ、配電盤向けの受注確保に注力をしました。

その結果、電子関連事業の売上高は1,720百万円（前年同四半期比112.6%）、営業利益は177百万円（前年同四半期比1,207.7%）となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本

繊維関連事業は、小売企業の取得効果により全体として取扱いが増加しました。食品関連事業は、販売拠点の拡充を進めることで事業拡大を推進した結果、冷凍野菜・水産分野を中心に増収となりましたが、価格競争が一層厳しくなったことから減益となりました。物資関連事業は建設業界の不況が続く中、建築金物など国内市場向け商材を中心に、取扱いが減少しました。電子関連事業は、コンデンサ分野において、省エネ家電の購入促進策効果もあり、大型液晶テレビ向けを中心に受注が回復し、また、新型インフルエ

ンザ対応として空気清浄機、加湿器やエアコン用途などにホコリセンサ、湿度センサの取り扱いが大幅に増加しました。その結果、売上高は11,291百万円（前年同四半期比106.1%）、営業利益は628百万円（前年同四半期比122.7%）となりました。

東南アジア

東南アジアでの主力商材である電子関連事業のコンデンサ分野は、日本からの生産移管により、高付加価値化が図られ、売上高は81百万円（前年同四半期比96.3%）と微減となりましたが、営業利益は31百万円（前年同四半期比117.0%）と増益となりました。

北米

米国経済の低迷を受け、北米市場での取り組みの中心である繊維関連事業の生地取引が激減したことで、売上高は68百万円（前年同四半期比46.5%）、利益面においても、営業損失が31百万円と、前年同四半期の損失額19百万円と比べ落ち込みました。

中国

繊維関連事業において、流通経路を変更するなど事業拡大を図ってきました。また、電子関連事業において、新型インフルエンザ対応として空気清浄機、加湿器やエアコン用途などにホコリセンサ、湿度センサの販売が急増しました。その結果、売上高は449百万円（前年同四半期比119.9%）、営業利益は10百万円（前年同四半期比123.2%）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は25,460百万円であり、前連結会計年度末に比べて1,752百万円の増加となりました。これは主に、繊維関連事業において小売企業をグループ化したことにより、のれん492百万円をはじめとする資産が1,200百万円増加したことによります。

一方、負債は21,965百万円であり、前連結会計年度末に比べて1,979百万円の増加となりました。これは主に短期借入金1,636百万円の増加などにより、流動負債が2,479百万円増加したことによります。

また、純資産は3,494百万円であり、前連結会計年度末に比べて226百万円の減少となりました。これは主に、利益剰余金が四半期純損失の計上及び配当金の支払により190百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、1,708百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは393百万円の増加（前年同四半期に比べて1,245百万円の増加）となりました。

その主なものは、仕入債務の増加額477百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは1,649百万円の増加（前年同四半期に比べて2,048百万円の増加）となりました。

その主なものは、たな卸資産の減少額1,575百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは125百万円の増加（前年同四半期に比べて364百万円の増加）となりました。

その主なものは、投資有価証券の売却による収入216百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは648百万円の減少（前年同四半期に比べて174百万円の減少）となりました。

その主なものは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出503百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは383百万円の減少（前年同四半期に比べて1,247百万円の減少）となりました。

その主なものは、長短借入れによる収入から長短借入金の返済による支出を差引いた純減201百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは103百万円の減少（前年同四半期に比べて601百万円の減少）となりました。

その主なものは、配当金の支払額113百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、事前警告型買収防衛策（以下、本プランといいます）を導入しております。

その内容は、下記のとおりであります。

本プラン導入の目的及び必要性

(ア) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

この点、当社は、企業価値を持続的に向上させるためには、目先の利益追求にとらわれることなく、継続性を重視し、長期的な展望に立った投資計画を十分に踏まえ、継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であり、このことが株主の皆さま全体の利益、同時にお取引先等の皆さまの利益にも繋がるものと考えております。

したがいまして、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

(イ) 本プラン導入の必要性

以上のように、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、前述のように、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆さまがその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

当社の企業価値及び株主利益向上に向けた取り組み

(ア) 当社の経営理念と企業価値

当社は1887年（明治20年）の創業以来、時流を捉え、環境変化に適応し、「新しい価値の創造につとめ、豊かな社会づくりに貢献します。」を経営理念に、お客さまや市場の高い評価と信頼を勝ち得て進化してまいりました。

当社の創業の大意は、「誠実と信用をもって、社会に奉仕する使命と責任」にあります。現在に至るまで継承されてきた経営理念を具体化するため、あらゆる創造力と実行力の結集・積み重ねの上に形成された独自の企業文化・風土は、お客さまに対しては、他社とは異なる独自の付加価値の提供を可能としております。

そして、当社は現在、これまでに蓄積された競争力や信用力、技術やノウハウなどの経営資源を基軸に、繊維・食・物資・電子・知財サービス等とその事業分野の裾野を拡げ、「神栄グループ」として、次世代に向けてさらなる進化を遂げるべく、事業の拡大と収益性の向上に向けた取り組みを進めております。

事業の拡大と収益性の向上を通じた企業価値の向上は、常に優れた品質の商品とサービスの開発・提供を通してお客さまの期待に応えることや、ステークホルダーの皆さまと良好な信頼関係を構築することを前提としており、中長期的な経営計画を実践することによって達成できます。

また、新規事業や事業の拡大においては適切な先行投資が必要であり、中長期的観点から経営資源を継続的、重点的に投入する必要があります。

以上により、当社においては経営の継続性が強く求められ、長期的な展望に立ち、継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であります。

(イ) 企業価値向上のための取り組み

当社は平成20年4月から、新中期経営計画（3か年）をスタートさせております。本計画は、事業構造の変革、収益の確保、人材の革新を三本の柱に、市場やお客さまに対する諸課題を明確にし、中長期的な成長軌道を確立するための中期経営構想としております。

当社グループでは、多数の投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、以上の計画の具体化に役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みが、労使間の良好な関係をベースとして実行され、中長期的に確保されなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

(ウ) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、経営の透明性・健全性の観点から、コーポレート・ガバナンスの構築・強化が経営上の重要課題であると認識しております。

当社は、監査役4名のうち、3名が独立性の高い社外監査役であり、また、内部監査部門を強化するなど、業務執行を監視する体制を強化するべく努めてまいりました。これに加え、当社取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに、業務執行の監視体制を強化しております。

コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、前記の中期経営計画を推進し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考え、今後とも当社のガバナンス体制を強化してまいります。

(エ) 株主に対する利益の還元について

当社は、将来に向かっての経営基盤を一層充実・強化すると共に収益を向上させ、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針とし、株主の皆さまへの利益還元を充実させることを経営上の重要課題と考えております。

一方で、経営体質、財務体質の強化、並びに業容拡大に備えるため、一定の内部留保を充実させることも当社の競争力の維持強化や事業構造の改革には必要であり、これらを総合的に勘案しながら、安定した配当の継続を実施していく方針です。

本プランの内容

(ア) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付

者」といいます。)

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(イ) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに従う旨及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- a 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び関係者を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- b 大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- c 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(調達スキームを含みます。)、買付けの時期、取引の仕組み等

- d 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- e 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠
- f 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- g その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（下記(工)に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示します。

(ウ) 取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、後記(オ)により、対抗措置の発動に関し株主総会を開催する場合には、大規模買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

また、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会又は特別委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、当社取締役会は、その決議により必要な期間内で取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

(工) 特別委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される特別委員会を設置します。

特別委員会は3名ないし5名の委員により構成され、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれ

かに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。

特別委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、特別委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- a 必要情報が不十分である場合に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- b 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- c 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- d 直接又は当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- e 本プランの廃止又は変更を取締役会に対して勧告すること
- f その他当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、特別委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとします。

(オ) 大規模買付者に対する対応方針

大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値又は株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- a 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- b 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- c 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- d 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

- e 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- f 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付（第一段階の買付で当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付の条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付を行い、株主及び投資家の皆さまに対して買付に応じることを事実上強要するもの）等に代表される、構造上株主及び投資家の皆さまの判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- g その他 a から f に準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を害さないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

株主総会の招集

上記 のいずれの場合においても、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための株主総会を開催することが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、実務上可能な限り、速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合には、大規模買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付行為を行ってはならないものとします。なお、当社株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

(カ) 対抗措置の具体的内容

上記(オ)により、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や特別委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効

果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。

なお、当社取締役会が大規模買付者に対する対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランの有効期限等

本プランの有効期間は3年間(平成20年6月26日開催の当社定時株主総会終結時から平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで)であります。本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含みます。)については定時株主総会の承認を経ることとします。

なお、株主の皆さまからご賛同をいただいた場合であっても、本プランの有効期限内において、()当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は、()当社取締役会において特別委員会の諮問を経て本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止させることが可能です。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所そのほかの公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ、本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示いたします。

株主の皆さまへの影響

(ア) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆さまに、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆さまが適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

(イ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合又は、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆さま(大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行については今後新株予約権の発行登録を予定しております。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆さまが保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆さまの有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記（カ）に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権の無償割当てに際しては、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまに新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆さまにおかれましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換手続きを行っていただく必要があります。

本プランの合理性について

(ア) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大量買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針に沿うものです。

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足していません。

(ウ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成20年6月26日開催の当社定時株主総会において承認可決の決議がなされたものであり、株主の皆さまの意思を重視するものとなっております。また、上記「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長にも、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しました。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名ないし5名により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記「本プランの内容」(ウ)、(エ)にて記載したとおり、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このようにして、当社取締役会の恣意的判断は排除されます。また、同委員会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(オ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記「本プランの内容」(オ)にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(カ) 第三者専門家の意見の取得

上記「本プランの内容」(ウ)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、ファイナンシャルアドバイザー、税理士、経営コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(キ) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年としております。したがって、毎年取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆さまのご意向を反映させることが可能となります。

(ク) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は52百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,600,000	39,600,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は1,000株で あります。
計	39,600,000	39,600,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日		39,600		1,980		495

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,910,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,554,000	37,554	
単元未満株式	普通株式 136,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	39,600,000		
総株主の議決権		37,554	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれております。
 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式597株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 神栄株式会社	神戸市中央区京町77-1	1,910,000		1,910,000	4.8
計		1,910,000		1,910,000	4.8

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	129	146	161	163	155	153	140	132	139
最低(円)	112	119	140	143	147	120	121	105	120

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 取締役社長	代表取締役 取締役社長 (未来創造室長)	森崎 歳章	平成21年9月1日
常務取締役 未来創造室担当兼 繊維部門担当兼食品部門担当	常務取締役 繊維部門担当兼食品部門担当	山口 重文	平成21年9月1日
取締役 海外部門担当	取締役 海外部門担当兼開発部門担当	井上 幸一郎	平成21年10月1日
取締役 (経 理 ・ 財 務 部 長)	取締役 (経 営 企 画 部 長)	赤澤 秀朗	平成21年10月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,708	813
受取手形及び売掛金	2 6,844	2 5,770
商品及び製品	5,307	6,603
仕掛品	124	161
原材料及び貯蔵品	421	537
その他	867	1,088
貸倒引当金	45	50
流動資産合計	15,229	14,924
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 3,396	1 3,187
その他(純額)	1 1,604	1 1,532
有形固定資産合計	5,000	4,719
無形固定資産		
のれん	492	-
その他	360	486
無形固定資産合計	852	486
投資その他の資産		
投資有価証券	2,563	2,556
その他	2,286	1,482
貸倒引当金	474	464
投資その他の資産合計	4,375	3,574
固定資産合計	10,229	8,781
繰延資産	1	2
資産合計	25,460	23,708
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,127	2,720
短期借入金	9,433	7,796
未払法人税等	20	52
賞与引当金	131	203
その他	2,512	1,971
流動負債合計	15,225	12,745
固定負債		
社債	260	180
長期借入金	5,172	5,654
退職給付引当金	772	761
役員退職慰労引当金	21	18
その他	514	627
固定負債合計	6,740	7,240
負債合計	21,965	19,986

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,980	1,980
資本剰余金	1,049	1,049
利益剰余金	1,406	1,596
自己株式	398	397
株主資本合計	4,037	4,227
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	310	282
繰延ヘッジ損益	23	29
為替換算調整勘定	255	253
評価・換算差額等合計	542	506
純資産合計	3,494	3,721
負債純資産合計	25,460	23,708

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	33,621	32,420
売上原価	27,474	26,077
売上総利益	6,147	6,343
販売費及び一般管理費	¹ 5,590	¹ 6,177
営業利益	556	165
営業外収益		
受取配当金	56	41
保険解約返戻金	-	68
その他	45	59
営業外収益合計	101	168
営業外費用		
支払利息	193	197
その他	83	70
営業外費用合計	277	268
経常利益	381	66
特別損失		
投資有価証券評価損	176	-
たな卸資産評価損	62	-
特別損失合計	239	-
税金等調整前四半期純利益	142	66
法人税、住民税及び事業税	39	88
法人税等調整額	90	54
法人税等合計	129	143
四半期純利益又は四半期純損失()	12	76

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	11,253	11,890
売上原価	9,193	9,259
売上総利益	2,060	2,631
販売費及び一般管理費	¹ 1,836	¹ 2,314
営業利益	223	317
営業外収益		
受取配当金	17	14
その他	5	26
営業外収益合計	23	41
営業外費用		
支払利息	64	67
その他	36	26
営業外費用合計	100	94
経常利益	146	264
特別損失		
投資有価証券評価損	176	-
特別損失合計	176	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	30	264
法人税、住民税及び事業税	6	46
法人税等調整額	10	58
法人税等合計	17	104
四半期純利益又は四半期純損失()	48	159

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	142	66
減価償却費	407	442
のれん償却額	-	44
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	176	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	192	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	150	115
受取利息及び受取配当金	61	43
支払利息	193	197
売上債権の増減額(は増加)	104	822
たな卸資産の増減額(は増加)	840	1,575
仕入債務の増減額(は減少)	335	105
未払費用の増減額(は減少)	305	311
その他	427	148
小計	30	1,900
利息及び配当金の受取額	61	43
利息の支払額	198	205
法人税等の支払額	230	89
営業活動によるキャッシュ・フロー	398	1,649
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	366	224
有形固定資産の売却による収入	0	5
投資有価証券の取得による支出	94	263
投資有価証券の売却による収入	3	269
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	503
貸付金の回収による収入	9	3
その他	26	63
投資活動によるキャッシュ・フロー	474	648
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	31,452	40,629
短期借入金の返済による支出	30,954	39,291
長期借入れによる収入	2,700	1,500
長期借入金の返済による支出	2,184	2,445
社債の償還による支出	100	222
配当金の支払額	263	113
その他	151	161
財務活動によるキャッシュ・フロー	497	103
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	407	895
現金及び現金同等物の期首残高	1,438	813
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,031	1,708

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更 第2四半期連結会計期間において、丸岡商事(株)および(有)ピーエムプランニングの株式を取得し子会社化し、この2社を連結の範囲に含めております。 当第3四半期連結会計期間において、連結子会社である丸岡商事(株)は、同じく連結子会社である(有)ピーエムプランニングを吸収合併しております。 これにより、連結子会社の数は8社となっております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」(前第3四半期連結累計期間0百万円)については、営業外収益総額の100分の20を超えることとなったため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合は、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により、また、著しい変化が認められる場合は、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	4,555百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	4,205百万円
2 受取手形割引高	2,269百万円	2 受取手形割引高	1,759百万円
上記のほか、弁済遡及義務のない譲渡手形が1,506百万円あります。		上記のほか、弁済遡及義務のない譲渡手形が1,928百万円あります。	
(追加情報)			
四半期連結会計期間末日満期手形の処理			
四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。			
なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融期間の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。			
受取手形割引高	50百万円		
譲渡手形	131百万円		
支払手形	82百万円		

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
給料諸手当	1,269百万円	給料諸手当	1,490百万円
賞与引当金繰入額	98百万円	賞与引当金繰入額	106百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
給料諸手当	423百万円	給料諸手当	563百万円
賞与引当金繰入額	98百万円	賞与引当金繰入額	106百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,031百万円	現金及び預金勘定	1,708百万円
現金及び現金同等物	1,031百万円	現金及び現金同等物	1,708百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	39,600,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,910,619

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	113	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当第3四半期連結会計期間末のリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	繊維 関連事業 (百万円)	食品 関連事業 (百万円)	物資 関連事業 (百万円)	電子 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,726	4,488	1,510	1,528	11,253		11,253
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			4		4	(4)	
計	3,726	4,488	1,515	1,528	11,258	(4)	11,253
営業利益	86	397	36	14	535	(311)	223

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	繊維 関連事業 (百万円)	食品 関連事業 (百万円)	物資 関連事業 (百万円)	電子 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,037	4,715	1,416	1,720	11,890		11,890
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			3		3	(3)	
計	4,037	4,715	1,419	1,720	11,893	(3)	11,890
営業利益	118	345	13	177	655	(338)	317

(注) 1 当社グループの事業戦略に基づき、取扱商品、事業形態等を考慮して事業区分しております。

2 各事業の主な取扱商品及び製品

- (1) 繊維関連事業...繊維製品、原糸
- (2) 食品関連事業...冷凍食品、水産物、農産物
- (3) 物資関連事業...金属製品、機械機器、建築資材、建築金物、電気製品、生活雑貨、
不動産賃貸業、保険代理店業
- (4) 電子関連事業...コンデンサ、湿度センサ、環境機器、電気製品、電子部品、測定機器

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	繊維 関連事業 (百万円)	食品 関連事業 (百万円)	物資 関連事業 (百万円)	電子 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,977	13,207	4,887	4,549	33,621		33,621
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			14		14	(14)	
計	10,977	13,207	4,901	4,549	33,636	(14)	33,621
営業利益	236	1,179	87	111	1,616	(1,059)	556

(注) 1 当社グループの事業戦略に基づき、取扱商品、事業形態等を考慮して事業区分しております。

2 各事業の主な取扱商品及び製品

- (1) 繊維関連事業...繊維製品、原糸
- (2) 食品関連事業...冷凍食品、水産物、農産物
- (3) 物資関連事業...金属製品、機械機器、建築資材、建築金物、電気製品、生活雑貨、
不動産賃貸業、保険代理店業
- (4) 電子関連事業...コンデンサ、湿度センサ、環境機器、電気製品、電子部品、測定機器

3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」を当第3四半期連結累計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益が繊維関連事業で11百万円、電子関連事業で16百万円それぞれ減少し、食品関連事業で1百万円、物資関連事業で2百万円それぞれ増加しております。その結果、連結では営業利益が24百万円減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	繊維 関連事業 (百万円)	食品 関連事業 (百万円)	物資 関連事業 (百万円)	電子 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,384	13,764	4,168	4,103	32,420		32,420
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			17		17	(17)	
計	10,384	13,764	4,185	4,103	32,438	(17)	32,420
営業利益又は営業損失()	200	934	54	136	1,217	(1,051)	165

(注) 1 当社グループの事業戦略に基づき、取扱商品、事業形態等を考慮して事業区分しております。

2 各事業の主な取扱商品及び製品

- (1) 繊維関連事業...繊維製品、原糸
- (2) 食品関連事業...冷凍食品、水産物、農産物
- (3) 物資関連事業...金属製品、機械機器、建築資材、建築金物、電気製品、生活雑貨、
不動産賃貸業、保険代理店業
- (4) 電子関連事業...コンデンサ、湿度センサ、環境機器、電気製品、電子部品、測定機器

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	北米 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,646	84	147	375	11,253		11,253
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	195	231	15	369	811	(811)	
計	10,842	316	162	744	12,065	(811)	11,253
営業利益又は営業損失()	512	26	19	8	527	(304)	223

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	北米 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,291	81	68	449	11,890		11,890
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	39	202	15	272	529	(529)	
計	11,330	283	84	722	12,420	(529)	11,890
営業利益又は営業損失()	628	31	31	10	639	(321)	317

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 東南アジア...マレーシア
- (2) 北米...米国
- (3) 中国...中国

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	北米 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	31,698	308	519	1,095	33,621		33,621
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	352	686	132	1,042	2,214	(2,214)	
計	32,051	994	652	2,138	35,836	(2,214)	33,621
営業利益又は営業損失()	1,543	78	44	18	1,595	(1,038)	556

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 東南アジア...マレーシア
- (2) 北米...米国
- (3) 中国...中国

3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」を当第1四半期連結累計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益が日本で28百万円減少し、東南アジアで2百万円、中国で1百万円それぞれ増加し、営業損失が北米で0百万円減少しております。その結果、連結では営業利益が24百万円減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	北米 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	30,754	258	219	1,187	32,420		32,420
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	179	559	147	864	1,750	(1,750)	
計	30,934	818	367	2,051	34,171	(1,750)	32,420
営業利益又は営業損失()	1,200	82	121	31	1,192	(1,026)	165

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 東南アジア...マレーシア
- (2) 北米...米国
- (3) 中国...中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	中国	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	456	184	39	159	839
連結売上高(百万円)					11,253
海外売上高の連結 売上高に占める割合(%)	4.1	1.6	0.4	1.4	7.5

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	中国	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,014	237	61	15	1,329
連結売上高(百万円)					11,890
海外売上高の連結 売上高に占める割合(%)	8.5	2.0	0.5	0.1	11.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国...中国
- (2) 東南アジア...シンガポール、マレーシア他
- (3) 北米...米国、カナダ
- (4) その他の地域...欧州他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	中国	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,747	653	291	503	3,196
連結売上高(百万円)					33,621
海外売上高の連結 売上高に占める割合(%)	5.2	1.9	0.9	1.5	9.5

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	中国	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	2,618	555	205	170	3,548
連結売上高(百万円)					32,420
海外売上高の連結 売上高に占める割合(%)	8.1	1.7	0.6	0.5	10.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国...中国
- (2) 東南アジア...シンガポール、マレーシア他
- (3) 北米...米国、カナダ
- (4) その他の地域...欧州他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

繊維関連事業において、連結子会社である丸岡商事(株)は、同じく連結子会社の(有)ピーエムプランニングを平成21年11月1日に吸収合併いたしました。

当該取引は、共通支配下の取引等に該当しますが、連結子会社同士の合併であるため、連結財務諸表に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 92円72銭	1株当たり純資産額 98円73銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益 0.32円	1株当たり四半期純損失 2.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失() (百万円)	12	76
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失() (百万円)	12	76
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,692	37,689

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 1.28円	1株当たり四半期純利益 4.24円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失() (百万円)	48	159
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失() (百万円)	48	159
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,692	37,689

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

神栄株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 黒崎 寛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坊垣 慶二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神栄株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神栄株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2 会計方針の変更 (1)に記載されているとおり、棚卸資産の評価に関する会計基準を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

神栄株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 黒崎 寛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坊垣 慶二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神栄株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神栄株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。